

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月23日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

氏名 敦賀市長 米澤 光治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0770-21-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	天筒浄化センター
事業場の所在地	敦賀市天筒町5番9号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	F36(水道業)
②事業の規模	処理能力37,575m ³ /日
③従業員数	下水道課職員11人、維持管理業者18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	○汚泥 当浄化センターで脱水処理→脱水後の汚泥を処分業者(焼却、混練、混合・発酵、天日乾燥)へ処分委託(中間処理後、セメント原料、肥料として再利用)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
廃棄物の発生抑制、再生、適正処理等を計画的に進める。

水道部長(廃棄物処理総括責任者)
↓
下水道課長(処理計画作成、委託業者選定、委託契約締結)
↓
下水道課管理係(委託基準の遵守、マニフェストの交付・管理等)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	5316.26 t	t
	(これまでに実施した取組) 汚泥の濃縮、脱水を浄化センターの運転管理業者に委託しているが、脱水汚泥の含水率に契約基準を設けており、契約基準を遵守させることで汚泥発生量の抑制を図った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	5500 t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥の発生量は、流入水量、流入水質によるため、汚泥の排出量を抑制することは困難であるが、最適な高分子凝集剤の選定、汚泥含水率の管理を行い排出量の抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物については、汚泥のみ。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物については、汚泥のみ。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ - 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ - 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) -			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) -			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ - 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	-
	全処理委託量	5316.26 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	3812.68 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	1503.58 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 優良な処分業者を選定し、委託基準、マニフェスト交付義務等を遵守した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	-
	全処理委託量	5500 t	- t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3900 t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1600 t	- t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
<p>(今後実施する予定の取組) 引き続き優良な処分業者を選定し、委託基準、マニフェスト交付義務を遵守する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。